

議員全員協議会会議録

(令和7年8月21日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和7年8月21日（木）
招集場所 大会議室

出席議員

議長	吉田茂生	議員	山本美佐
議員	田中純樹	議員	岡雄次
議員	尾崎恵一	議員	池田栄次
議員	石川秀夫	議員	金繁典子
議員	鷹野正志	議員	原田達也
議員	濱本元通	議員	中野光博
議員	吉村直城		

欠席議員

副議長 嘉喜山 茂

職務のため出席した者

議会事務局長	土居章二	主幹	尾川美保
係長	山口 昌		

説明のため出席した者

町長	中村維伯		
副町長	木原 荘二		
教育長	中尾茂樹		
(総務課)			
課長	濱 哲也	主幹	小松一恵
(企画財政課)			
課長	清水雅人		
(企画財政課政策推進室)			
室長	桑原真也		
(税務課)			
課長	山本光伸	課長補佐	小栗和也
(保健福祉課)			
課長	中川菊子	課長補佐	本多拓哉
(子育て支援課)			
課長	土居純子		
(学校教育課)			
課長	坂本一利	課長補佐	蓮田修平
(生涯学習課)			
課長	織田浩史	主幹	藤本吉信
課長補佐	濱岡邦之		

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 国民健康保険税の賦課誤りについて
- 2 愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 3 愛南町教育委員会委員の任命について
- 4 人工芝の再利用について
- 5 愛南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 6 あいなんくる（愛南町子どもの居場所 b & g あいなん）の利用状況について
- 7 愛南町戻りがつお奨学補助金について
- 8 第3次愛南町総合計画後期基本計画について
- 9 固定資産評価審査委員の選任について

【議会協議】

- 1 重要案件抽出の協議について
- 2 議員派遣について
- 3 令和8年度当初予算に係る議員提案について
- 4 その他

開 会	9時00分
閉 会	11時30分

○土居事務局長 定刻になりましたので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

会に先立ちまして、議長より御挨拶をお願いいたします。

○吉田議長 皆さん、おはようございます。早い時間からお集まりいただきましてありがとうございます。今回、本日、嘉喜山議員が、欠席届が出ております。それから、田中議員が少し遅れてまいります。申し訳ありません。

私事ですが、先週の15、16日で、姉妹都市であります丹波篠山市のデカンショ祭に中村町長と一緒に参加させていただきました。人的な交流、それから物販的な交流ということで、今後ますます深めていけばいいなというふうに感じました。7年ぶりの、何か愛南町からの出席ということで、大分、コロナとそれから台風、それから地震ですかね、そういったものでちょっとしばらく間が空いておりますが、非常に歓迎をしていただきました。今後ともまた広めていきたいというふうに考えております。

さて、今回は9月定例に関わる協議となっております。皆さんの闊達な意見をさせていただきながら、質問をしていただければと思います。円滑な議事進行に努めてまいりますし、皆さんの協力をお願いして、甚だ簡単ではございますが挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○土居事務局長 ありがとうございます。

続きまして、町長より御挨拶をお願いいたします。

○中村町長 皆様、おはようございます。令和7年第12回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、吉田議長には招集をいただき、また何かと御多忙の中、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、愛媛県内では令和7年中の交通事故による死者数が30人を超え、貴い命が失われるという大変深刻な状況となっており、愛媛県では7月7日から20日間にわたり交通事故多発緊急事態宣言を発令し、交通安全活動の徹底に取り組んでまいりました。その結果、現在は終息を宣言し、落ち着いた状況を取り戻しております。

このような状況の中、本町では令和5年12月から続く交通事故ゼロの状態が600日を超え、先頃、交通安全対策優良市町として表彰を受けたところです。これは、日頃から町民の皆様一人一人が交通安全を意識し、実践をしていただいたたまものであり、心より感謝を申し上げます。

議員の皆様におかれましても、引き続き交通事故には十分御留意いただき、町民の皆様への啓発も含め、交通安全対策の推進に一層の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日は9月定例議会に提案予定の案件など、9件の事前報告や説明を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○土居事務局長 ありがとうございます。それでは、ここから議長により議事進行をお願いいたします。

○吉田議長 それでは、これより次第に従って進めさせていただきます。

9月定例分に関しましては二重線下線がある2番、3番、4番、5番、7番、9番であります。

最初に、山本税務課長から、国民健康保険税の賦課誤りについてをお願いいたします。

山本税務課長。

○山本税務課長 それでは、税務課から国民健康保険税の賦課誤りについて御説明いたします。資料1を御覧ください。

まず、1の賦課誤りの内容につきましては、国民健康保険税のうち、被保険者均等割・世帯別平等割については、世帯の所得状況に応じて7割・5割・2割の3区分で軽減措置を行って

おりますが、青色申告による純損失の繰越控除がある場合、本来は当該年度の所得から過去3年以内に生じた純損失の繰越額を控除した後の所得を基に軽減の判定を行うところ、本来控除すべき適正な額が控除されていなかったことから、軽減の区分が正しく判定されず賦課していたことが判明したものであります。

次に、2の発覚の経緯につきましては、令和7年7月4日、厚生労働省が毎年実施する国民健康保険実態調査において、国民健康保険税の軽減判定所得額の算定についての確認依頼があり、改めて算定内容を確認したところ、軽減の区分が正しく判定されず賦課していたことが判明していたものであります。

次に、3の賦課誤りの原因につきましては、税申告システムを平成27年度に導入し、平成28年度の国民健康保険税の賦課から税基幹システムと連携させ国民健康保険税の算定を行っていましたが、申告データの抽出方法に関する設定に一部誤りがあったため、繰越損失のデータ連携が適正に行われていなかったことにより賦課誤りが発生したものであります。

次に、4の賦課誤りとなった世帯の状況につきましては、表に記載のとおり賦課年度は平成29年度から令和7年度まで、実世帯数は25世帯、全て過大に賦課されたもので、過大賦課された税額は合計で97万7,900円となっております。

次に、5の今後の対応につきましては、賦課額が過大となっている25世帯には、おわびと誤算定に至った経緯について説明を行うとともに、速やかに還付の手続きを進めてまいります。なお、予算的には予備費を充用し、8月25日、月曜日に還付できるよう、現在準備を進めております。

次に、6の再発防止策につきましては、新たなシステムの導入時においては、基幹システムとのデータ連携に関する設定内容などについて、システム導入事業者との協議を十分に行うとともに、基幹システムにおける賦課処理後は、国民健康保険税額及び軽減判定所得額等について、抽出した人ごとの確認に加え、様々な申告パターンに応じて複数人での検証作業を行い、正確な賦課に努めてまいります。なお、この後、午後からプレスリリースを行う予定です。

以上、税務課から国民健康保険税の賦課誤りについての説明を終わります。

○中村町長 このたびは、税に関する賦課誤りにより、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけすることになりました。大変申し訳なく、心からおわびを申し上げます。今後このようなことがないように、再発防止を徹底してまいります。本当に申し訳ございませんでした。

○吉田議長 国民健康保険税の賦課誤りについての説明がございました。

何か質疑ありますでしょうか。

石川議員。

○石川議員 これ実態調査を毎年行われているという中で、今回なぜ発覚したのかという点と、システムを導入する際に法令とシステムがきちっと作動するかどうかというのを、多分チェックはされていたと思うんですが、なぜそれが漏れたのかということと、それとこのシステムを導入するに当たって、業者のほうにチェック漏れがないかどうか含めて、他の自治体との互換性といいますか、こういうことをチェックできるようになっているよねということの確認はされたのか、このちょっと2点質問させていただきたいと思います。

○吉田議長 山本税務課長。

○山本税務課長 お答えいたします。

なぜ今回だけ分かったのかということなんですけども、まず今回の実態調査で分かった1件につきましては、軽減判定所得額と所得割の対象額とに大きな開きがありました。そのことから今回、厚生労働省から確認依頼が来て分かったということでもあります。

システムの件につきましては、今回システムを導入したときに設定方法を誤ったわけですが、住民税には設定——今回、また後で質問あるかもしれませんが、確定申告書の第4表のA欄、B欄というのがあるんですけども、本来A欄を選択しなければいけなかったとこ

ろ、B欄を選択しとったという状況やったんですけども、住民税側としたらA欄を選択してもB欄を選択しても影響はなかったということから、ちょっと確認がおろそかになったというのか、そして国民健康保険税に影響があるということがなかなか理解できていなかったということが原因でございます。

そして、他市町との確認ということなんですけども、これ申告システムは愛南町独自のものですので、他市町との関係性はございません。

以上です。

○吉田議長 ほかに質問ありますか。

石川議員。

○石川議員 多分、A欄、B欄を職員が選択して人為的なミスで起こったと思うんですが、この辺り、システムを人の手に頼らずに、システムそのもので対応できるような形の今後の再発防止策っていうのは考えられているんですか。

○吉田議長 山本税務課長。

○山本税務課長 今度、システムの、新たなシステムの導入が予定されているんですけども、そのときにも、やっぱりどうしてもいろんな設定は、どうしてもあると思います。ですから、そういった設定なくシステムで完結できるようにということはなかなか難しいのではないかと思いますけども、今後は、事業者そして係間で十分、そういった設定がある場合は設定の内容確認等を十分行いながら、再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

金繁議員。

○金繁議員 今回、こうして原因究明と、町民の方への謝罪がしっかりあってよかったと思います。

去年、現町長が就任される前ですけれども、国民健康保険と社会保険をずっと1年以上二重取りされていたと、引き落としされていたという町民の方がいらっしゃって、個人では町民課に行ってもなかなか解決せずに私に相談されてきて、結局、三十数万円還付請求、二重引き落としが発覚して還付されたんですけども、あのときに税務課にもお世話になったんですが、あのときはその原因究明とこういう謝罪というのがありませんでした、表立ってね。

それはそれで仕方ないこと、これからちゃんとやっていただけたと思うんですけど、今回もやっぱり人の手に頼った、それから二重チェックがなかったっていうことが共通の課題だと思うので、去年の例、その国保と社保を二重引き落としっていうのがほかになかったのか、あるのかなのかっていうこともしっかりとチェックして、再発防止どうしますっていうことをはっきりと説明していただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。すみません、ちょっと直接関係はないんですけども。

○吉田議長 山本税務課長。

○山本税務課長 お答えいたします。

この前の件は恐らく、資格が、社会保険と国保の資格が二つ重なったと。これはどうしても税務課では社会保険に加入したという情報が分かりません。町民課のほうが資格を社保に加入したという情報をもらって、それで資格異動をかけて、税務課の課税に反映されるということになっております。

また、資格は、今はちょっと私資格のほう担当じゃないので分かりませんが、今はマイナンバーで分かるようになったと聞いたんですけども、その頃は本人の社会保険に届出がないと分からなかったという実情はございます。

そして、また今回の誤りにつきましては、そもそも今まで税務課では、町民の皆様に課税をして通知を行うまでに四、五十件抽出して、そして前年度と今年度の賦課台帳を確認して、そして算定誤りがないかと、そして増減の要因はどうだったのかというようなことを意識して確

認しておりましたが、今回のケースは賦課台帳にそもそもシステムから表示された所得自体に誤りがあるということが想定できなかったということが要因です。

ですので、再発防止策にも書いてありますように、今後はそういったチェックに加えて、いろんな申告パターンがあるんです、例えば国民健康保険税でいうと軽減判定所得を求めるために今回のように繰越損失がある場合はそれを控除しますとか、それとか譲渡所得の特別控除がある場合はそれは控除しませんよとか、専従者の場合は専従者控除を控除しませんよとか、いろんな約束事があります。そういった申告パターンに応じて、システムに頼らず複数人でチェックをして、今後は再発防止に努めていきたいと、今思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 なければ1番を終わりにいたします。

○山本税務課長 このたびは本当に申し訳ございませんでした。

○吉田議長 続きまして、愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。
坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 学校教育課から、資料の2、愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について御説明をいたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯ですが、本町においては、令和2年度に愛南町学校統廃合検討委員会を設置して協議を重ね、令和3年8月に「愛南町公立小中学校再編に関する答申書」をまとめ、町長へ答申を行っております。

その後、愛南町小中学校再編計画を策定して再編を進めた結果、令和5年度末に末に長月小学校・久良小学校・内海中学校が閉校するに至り、現在は小学校9校、中学校4校となっております。

しかし、ここ数年の急激な出生数の減少に歯止めがかからず、令和6年度の町全体の出生数は過去最低の49人となり、来年度以降も出生数が増加する見込みは少なく、今後さらに学校の極小規模化に拍車がかかることが予測されております。

町教育委員会では、昨今の加速する少子化等の社会情勢の変化や老朽化が進む学校施設の更新等を考慮し、中長期的な視野に立った小中学校の在り方を再度検討する時期に来ているものと考え、今回新たに「愛南町学校の未来検討委員会」を立ち上げて、本町の子供たちの教育環境の将来を見据えた学校の在り方について方向性の協議を行います。

続いて、2の事業の概要ですが、2ページの新旧対照表を御覧ください。

会議の名称を「愛南町学校の未来検討委員会」に改め、担任する事務を「町立小中学校の将来を見据えた在り方の検討に関すること」に改めます。

元のページにお戻りください。

なお、今回はより専門的な知見を得るために、大学教授等から1名程度を委嘱する予定としております。令和7年10月末までに委員の委嘱を行い、今年度中に会議を2回開催したいと考えております。令和8年度は4月から毎月開催し、令和9年1月頃をめどに答申をまとめる予定としております。

3の総合計画との整合性は、施策5-1「学校教育の充実」、基本事業名「5安全安心な教育環境の整備」となります。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討であります、これはありということで、南予管内の近隣自治体も「学校統廃合検討委員会」等を設置しております。

5の町民参加の有無は、あります。

6の関係ある法令及び条例は、愛南町執行機関の附属機関設置条例となります。

7の事業費（内訳）・財源措置につきましては、委員報酬としまして20名掛ける7,000

円、会議2回開催の28万円、費用弁償として2万8,000円掛ける2回の5万6,000円、合計33万6,000円を9月補正予算に計上したいと考えております。財源は一般財源となります。

2ページを御覧ください。

8の将来にわたるコスト計算は、来年度、令和8年度まで設置する予定としておりますので、8年度予算にも予算計上したいと考えております。委員報酬20名・7,000円の9回の126万円、費用弁償は2万8,000円掛ける9回の25万2,000円、合計151万2,000円を計上させていただく予定としております。

以上、資料2の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○吉田議長 報告が終わりました。

何か質疑ありますか。

山本議員。

○山本議員 すみません、5番の町民参加の有無とその内容なんですが、もう少し詳しく説明いただいても構いませんか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 今回の検討委員会なんですけれども、委員の構成としまして、識見を有する者、また行政協力員、幼稚園長、小中学校長等の20名以内ということで定められておりまして、その中で、やはり今回学校の統廃合という問題が大きなテーマとなりますので、やはり一定的な、専門的な知識を持った学校の先生であるとか、ふだんから学校に携わっている方を中心とした構成になろうかとは考えております。

そういった中で広く町民の皆さんから識見を有する方、また行政協力員の皆さんという形で参加していただきたいと思いますので、そういう形を取りますので、町民の参加はありという形にさせていただきました。

以上です。

○吉田議長 山本議員。

○山本議員 すみません、そしたらその町民参加される方っていうのは、教育課のほうが選ばれて、お願いしますという形で言っていく感じですかね。町民の方からとか、ぜひ参加したいとかっていう方が参加できるっていうわけではないということですかね。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 お答えいたします。

基本的にはやはり教育委員会のほうが、各関係者の皆さんから、推薦であるとかこちらからお願いをするという形になろうかと思えます。

今、公募のお話があったかと思うんですけど、先ほども言いましたように今回、学校の再編協議が大きなテーマとなりますので、やはり地域における重要な、専門性のある課題になろうかと思えますので、教育に関する知見を有する方であったりとか、現場の校長先生、また保護者代表のPTAの関係の皆さんということで、直接的な関係者と、一定の専門性を持つ方によって構成されるのがベストではないかと考えておりますので、現在のところは公募は行わない予定としております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

金繁議員。

○金繁議員 公募の2割要件っていうのは、これ委員会には適用されないんですかね、この委員会に、というのが一点と、もう一点は、専門的な方を入れるのはもちろん大事なことですけど、逆に、例えば特色のある学校、自然の中で農業体験も6年生まで体験できるような、これだけ国立公園の中に住んでいるような非常に恵まれた愛南町ですので、よそから移住してきて

もらって、学校に入ってもらってということも、まあほかの自治体もいろいろチャレンジして、私たちも視察に行ったことがあるんですけど、篠山小中学校もそういう可能性があったとこだと思いますけど、そういうことを、ずっと議会でも提案している同僚議員もいたかと思いますが、結局検討されずにもう時遅しで、篠山小中学校のように閉校になるということになっていると思います。

そういう意味では、特色ある学校っていう視点も入れて、もっとその学校専門だけではなくて、そういうアイデアとかも入れる可能性を含んだ委員会にするっていうことは考えられないでしょうか、っていうのが2点目です。お願いします。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず1点目の公募なんですけど、確かに議員言われるように2割を目標にということはあるんですけども、やはり今回の場合については、先ほどから申し上げておりますように、専門的な知識でありますとか、やはり直接教育——学校現場に関係する人の意見が重要になろうかと思しますので、そういうことも踏まえて、会議の性質も踏まえて、今回は公募は現時点では行わない予定としているということでもあります。

あと2点目の特色のある学校というお問合せにつきましては、そういう、今回、これから会議を——委員会を開いて、そういうようなことも含んだ恐らく協議になるのではないかと、愛南町の学校の未来を検討するという将来を見据えた会議ということで、今後10年、20年後の愛南町の学校現場はどのような姿がふさわしいのかというようなことを委員の皆さんから御意見を頂いて進めますので、その辺りも状況によってはお話が出るのではないかなとは思っておりますが、現時点では何とも言えないということになります。

以上です。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 公募2割の要件ってありますよね。絶対的な法的な義務ではないにしろ、やっぱり住民自治基本条例っていう愛南町の憲法的なものから導かれた要件ですので、やはりそれを排除するに当たっては、それだけの意図、目的、実質的なそのメリットが大きいんだっていうことを立証しないと、容易に排除を主観的にしたら駄目なんじゃないですかね。その辺の説明をもっとしっかりしていただけたらと思うんですけど。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 確かに愛南町の自治基本条例で定められておるところではありますが、またその中でまた個人情報等については、個人が特定されたりとか、意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合はというところもあったりするので、そこらも含めてちょっと公募にはふさわしくないということで。それと南予管内の近隣の市町も同様の検討会議を設置しているんですけども、そこも原則公募は行っていないというような状況でありますので、妥当性はあるものと考えております。

以上です。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 教育委員会が推薦した方を委員に推薦し、なおかつ専門的な見地の識者を選出していくということなんですけど、これ住民とこの選定された委員との、僕はこれ端的に乖離が生まれるんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど同僚議員が2割公募という話もありましたが、これもう49名ぐらいしかもう生まれていないということは、方向性っちゅうのはほぼほぼ決まったような形で進んでいく予想が立つんですが、その中でこの予算をつけていくということ、これ本当にいいのかと。住民の意見を十分酌み上げて進めるのであればいいんですが、学校教育関係者と識者だけでこの方向性を決めていくという、これ正しいのかと。私は町民としたらかなり乖離が出てくる可能性があると思いますがいかがですか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず町民への説明についてなんですけれども、もちろん地域の皆さんの多様な意見を把握することは重要であると考えていますので、前回の学校統廃合の委員会でもそうだったんですけれども、一応この委員会で再編の案をまずはまとめます。それをもって各地域または学校区単位で住民説明会を行って、そこで皆さんから多様な意見を伺った上で、またその上で修正すべきは修正があるかと思っておりますので、決して地域の意見を軽んじているわけではなくて、その部分でしっかりと地域の皆さん、特にそれぞれの学校に関わる皆さん方の意見は広く把握して対応していきたいと考えております。

以上です。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 令和9年に統廃合の協議をするということで、統廃合の計画が出されていると思うんですけど、方向性はほぼほぼ決まっているような、各地区と協議の上ということになっていると思いますが、あえてこのタイミングでこの予算をつけようとするのが私にはちょっと理解ができない。

だから、令和9年を目指して、令和8年にこの委員会を立ち上げたいと、わざわざこれこの予算をつけて、令和8年度一般財源で150万円ですか、この意味があるのかということをお願いしたいと思います。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 今ほど議員のほうから、現在の再編計画で令和9年度をめどにというお話がありました。確かに令和9年度をめどにそれぞれの学校で学校の統廃合を目指すというような形になっておりますが、もちろん冒頭説明しましたように、もう御存じのように町内もう出生数が限られてきているということもあって、現在の再編計画が策定した当時とは社会情勢がまた大きく変わってきているという事情がありますので、今回もう一度この再編計画を見直す必要があるだろうということになります。

当然、年間50人を切る子供の数なので、もう10年後には中学生に上がる子供がもう町内で50人を切るというような状況です。それを、現在の再編計画のままでは、当然、現状と乖離している状況で再編計画を進めるわけにはいきませんので、今回新たに、再度、中長期的な視野に立って見直す必要があるということで、今回こういう予算を計上させていただいたわけであります。

また、併せて学校の校舎ですね、これも各学校、建築から40年、50年、60年近く経過する学校もあるんですけれども、かなり校舎が老朽化して、大規模改修も必要になってきている学校も実際あります。ただ、大規模改修をして、多額な予算を投入すればいいんですけれども、やはりそういう子供たちの数が減ってきている現状を踏まえて、大規模改修はしたけれどもやはりちょっと子供がいなくなって統合になってしまうというような可能性もやはりありますので、そこらも併せて、学校の施設の状況等も併せて、今回新たに検討委員会を立ち上げるということに至ったということであります。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

鷹野議員。

○鷹野議員 まず、委員の人数ですね、ちょっとこれを見て20人が適正なのかどうかというのがちょっと疑問に思うたことと、あとこの委員の任期、1年なのかそれとも半継続なのか。恐らく充て職の方もおられると思います。1年ごとに変えるのであれば、その方向性がずっと決まっとなって、途中でがらっとその意見が変わったりとかしないのか、その辺の影響はどうか、その辺ちょっとお伺いします。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず委員の定員は20名以内ということになっておりますので、そこが多いのか少ないのかというお話でしたけれども、やはり大人数で協議するとなかなかこう意見の統一であるとか、なかなか議論も難しいのではないかとということで、このうちの委員会に限らず、町の委員会については20人とか15人以内というのがほぼスタンダードな形となっておりますので、今回もこうさせていただいたということでもあります。

あと任期ですね、任期ですけれども、当該諮問に係る審議の期間ということをして任期としておりますので、先ほど御質問があったように、例えば充て職の方が1年で交代するというようなことは確かに、議論上あまり好ましくありませんので、もう最初に委嘱した方についてはこの審議が終わるまで基本的には継続をしていただきたいなどは考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

尾崎議員。

○尾崎議員 愛南町小中学校の再編計画の見直しの必要性、また内容はよく分かりました。

最後に、この愛南町学校の未来検討委員会を立ち上げて進めていく中で、この委員会での議事録とかその進捗状況をどのように住民の方へ公開される予定なのか、その辺について伺います。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 会議または会議録ですけれども、今回、会議は非公開として、会議録は公開する予定としております。現時点では、ですが。

理由としましては、やはり会議を非公開とするのは、やはり学校再編という非常に繊細な問題を扱うこととなりますので、率直な意見が出にくくなるというおそれがあります。特に反対意見等ですね、否定的な見解が出しづらくなるのではないかとというような懸念がありまして、本来必要な多様な議論が損なわれる可能性があるということでもあります。

前回のこの検討会議については会議録も非公開ということになっておりましたが、今回は会議録はしっかりと公開をさせていただいて、そこで議論の内容はしっかりと皆さんに分かるような形にしたいと考えております。

ちなみに、近隣のやはり南予管内の教育委員会に問い合わせてみたんですが、どこの自治体もやはり会議は非公開としております。ただ会議録は公開をしている市町、それしていないところもありますし、しているところもあるということで、他の自治体の状況はそのようなことと照らし合わせて、今回このようなことでやらせていただければと考えております。

以上です。

○吉田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 議事録のほうはしっかりと公表してほしいと思いますが、この議会の状況について、ある程度決まったことを、決まれば地域に出向いて説明をするのかと思うんです。そしてその保護者、地域の意見を聞いて、また改めて会議のほうで議論をして、そしてまた説明に行くと、こういった形でよろしいのでしょうか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 そのような形を考えております。また、個別に地域と、学校区単位どうなるかちょっと現時点では未定ですけれども、説明を行かせていただくと同時に、各学校で学校運営協議会が開催されておりますので、その席にでも、その場にも教育委員会、我々出席させていただいて、丁寧に説明をしたいと考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

金繁議員。

○金繁議員 公募委員は入れず非公開でやるってかなり閉鎖的なやり方だと思います。南予のほか

のところがやっていたらいいという問題じゃなくて、やはり南予のレベル自体を疑うべきじゃないかと。せっかく専門家も入ってもらうわけですから、そこをしっかりと、それでいいのかっていうことも、第1回の会議で専門家の意見も聞いてもらえないでしょうか、という点が1点。

2点目は、案ができた段階で、地域で説明会をするってということなんですけど、今回の篠山小中学校の閉校に関して、地域への説明会って8月1日、そして愛南町議会への説明——説明って会議の中じゃなくて会議の外で、今日はちょっとお知らせがあるので議員の皆さん早めに来てくださいという議案にも上げないやり方で、3日後の8月4日に休校・閉校のお知らせを議会にされた。しかもその直後にはもうプレスリリースを準備されていて、メディアに休校・閉校を発表したというやり方ですよ。

これだと、私たち町民の代表なんですけど、そこで何も言えません。会議録も残らない。そういうやり方をされました。宿毛の議会はちゃんと全協の議題に上げて話をされたそうです。こういう愛南町のやり方、愛南町教育委員会のやり方って、私はあんまりじゃないかと思えますよ。もっとオープンに、学校・地域だけの問題じゃない全体の問題ですよこれ愛南町の。

先ほど申し上げたような、町としてこれだけすばらしい自然環境の中で子供を育てるという大きな魅力と捉えたら、例えば海業と連携してよそから移住者に来てもらう、留学に来てもらうということだって考えられるわけじゃないですか。そしたら町全体、学校だけの問題じゃない、もっと観光とか、商工観光とかいろんなところに関係もしてくる大きな事業になり得ることもありますので、こんな閉鎖的に幾ら専門性があるとか言ったって、これではすごく限られた議論しかできないと思います。その点についてどうお考えか、2点お願いします。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず篠山の問題は置いておいて、当然、町全体の、この学校統廃合については町全体で議論すべき重要な課題でありますので、先ほどから申しまわっているとおり、委員の皆さんの意見を聞いて、その後、地域の皆さんのほうにも出向いて意見を伺うという方向性には変わりありません。

あと、移住・定住等の絡めたお話があったかと思いますが、これも先ほど申し上げましたように今後、委員会等の中でいろんな議論が進められると思っておりますので、そういう中で議論されるべきことであろうかと思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

教育長。

○中尾教育長 失礼します。先ほどから、学校統廃合に関連することで、皆様に御理解をいただくようにお話をしております。

教育長に就任した当初、一番最初に確認したのはこの統廃合の問題についてどのような議論がされていたのかということです。ちょうど前回の全員協議会のお話がありました特別委員会、これは内海中学校の利活用に関する特別委員会というふうに私のほうでは理解しておりましたが、実は、就任のときに、その中の議員の方のお言葉が、文科省が出している統廃合に対する手引をすごくよく集約された言葉で、統廃合に関しては考えていくんだってということを提示されています。議事の中にあります。

これが非常に私は、その特別委員会の賛成討論の中での議論だったと思いますが、とても、なるほど、これ言い当てているなど。保護者の意見、保護者の意思、思いを大切に、地域の理解と協力を得て、そして合意形成をされて、地域というのはもちろん学校——校区のですが、合意形成をされて、統廃合というものが進んでいくというふうな文言でした。それが本当に文科省からのものにぴたっと来ていて、実はそれを基に、もう既に昨年から学校統廃合を射程に、様々な要求も聞きながらの、今課長からありました学校運営協議会とか、あるいは保護者との

懇談会を、全ての学校に出向いて昨年からしています。

ですので、住民の、あるいは保護者の意思を、思いをどう吸い上げていくのか、乖離しないようにということにも、実は、この検討委員会、未来を考える委員会ももちろんですが、それぞれの学校へ学校運営協議会や校長会を、保護者との懇談会を続けています。今年ももう既に2校、しかもそれは、まだ学校に来ていない小さなお子さんを持っていらっしゃる方にも御案内しています。というような、なるべく学校のことに様々な御意見を我々がちゃんと吸い上げられるようにという努力をしながら、それプラスこの検討委員会、そして、先ほど専門的なその方と呼んでという方なんです、実は県下の全ての学校へ関係して、全ての教職員あるいは学校運営に、そして他の県下のいわゆるこういう検討委員会に、市へ諮問するっていう立場を経験されている方を予定しています。予定です。

もちろん、皆様がオーケーということで、今日、そういうことに御理解いただいたらもうそういうふうに進もうということなんです。ですので、もちろん内容だけではない、県下一円で専門的にこの問題に関わり合っている方をももちろん呼び出して、そういう御意見ももちろん聞きたいというふうに思っております。本当に、将来の未来の愛南町の子供たちのために何ができるか、先ほど言われた公募や様々なことも随分教育委員会でも話し合ったんですけども、それらも含めですが、ぜひたくさんの方の意見をこの中でも、それから委員会の中でもですけども、協議を重ねて、すばらしい未来の礎になるようにしていきたいと考えております。どうか御理解をよろしくお願いいたします。

○吉田議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

田中議員。

○田中議員 そうですね、何かちょっとヒートアップしていますけど、たたき台としての今度の集まりだと僕は思っています。だから最終的に住民に説明するっていうところが、何もしないで説明しにいくっていうことは多分不可能だと思うので、私はそういうふうに理解しています。なので、全然賛成ではあるんですけど、統廃合に関して、まあ学校の教育に関してもそうなんですけど、前回、私実は前回の統廃合検討委員として呼ばれて、参加したんですが、そのときに思ったのが、言って結構時間が、会議する時間っていうのは結構あって、話し合いもうまいことできたなと思います。

ただ、単純に学校の統廃合についての考えるっていう会議だったんですね。もちろんそれが目的ではあるんですけど、教育だったりとかそういうことっていうのはまちの産業構造だったりとか、あと住民分布だったりとかっていうことっていうのも大事だと思うんですよ。なので、できれば教育関係者にももちろん携わる人が必要ではあるんですけど、それ以外の方の委員としての、まあ公募も含めて、委員の選定を検討していただけたらと思います。

以上です、大丈夫です。

○吉田議長 質問ですか。

○田中議員 すみません、それについていろいろ、どういうふうに考えられていますかね。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 今、御質問いただいたとおり、今回、名称を愛南町の学校の未来検討委員会という名称に変えた意図としては、学校統廃合だけを検討するのではなくて、今、田中議員おっしゃられたように、いろんな、町の教育に係る部分も総合的に捉えて、将来的にどうすればいいのかも考えていきたいと思いますという会議の意図ですので、おっしゃられたような意図で会議は進めさせていただきます。

また、公募についてはやはり教育委員会がありますので、そちらのほうの教育委員ともまた再度協議させていただいて、また方向を決めたいと思います。

以上です。

○吉田議長 それでよろしいですかね。大丈夫でしょうか。

では、2について終了いたします。よろしいですか。

それでは3番目、愛南町教育委員会委員の任命について報告を求めます。

中村町長。

○中村町長 報告3の愛南町教育委員会委員の任命について、私のほうから説明をさせていただきます。

愛南町教育委員会、大野甲子彦委員が令和7年11月15日をもって任期満了となるため、大野甲子彦氏の再任の同意をいただきたく、9月議会定例会へ上程するものです。

大野氏は、平成29年11月に教育委員として任命され、現在2期目です。保護者の立場から子供に対する愛情も深く、また映像やインターネット関係の知見も高いため、これまでもICT教育に対して専門的な立場から御意見を頂いており、教育委員会委員として適任であると考えております。

以上、愛南町教育委員会委員の任命についての説明といたします。

○吉田議長 説明が終わりました。

何か質疑ございますか。

金繁議員。

○金繁議員 この方についてなんですけど、町もしくは町教育委員会から仕事などの委託をして、報酬を支払っているような事実はありますか。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 教育委員会からその教育委員以外の報酬ですよ、ということですよね。

○金繁議員 両方。

○坂本学校教育課長 両方。教育委員会としての報酬は、条例に従ってお支払い、教育委員としての報酬についてはお支払いしておりますが、それ以外は当然ありません。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

(発言する者あり)

○吉田議長 誰かお分かりになる、お答えできる方いますか。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 ちょっとですね、当然ここに存在している総務課、それと企画財政課ではございませんが、ほかの課についてはちょっとここの場で、恐らくないと思うんですけども、ちょっと即答はできません。

以上です。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 議員のほうも利益相反といえますか、兼業に関して厳しくなっておりますので、その辺、大丈夫かなと思って確認させていただけたらと思いました。情報が分かりましたらまた教えてください。お願いします。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。この件はよろしいですか。

3番について終わります。

吉村議員。

○吉村議員 これさっき2のときに、同僚議員の質問でちょっと触れられとったんで、これ議会までにこういう機会ないんで、ちょっと確認したいんですが、構わんですか。

○吉田議長 2番のほうですか。

○吉村議員 3じゃない、2のほうなんです。質問に回答もなかったでしょ。同僚議員の何か、篠山組合どうのこうの、その回答のなかったようなんで、さっき。

○吉田議長 もう一度すみません、再質問をお願いします。許します。

○吉村議員 先ほど2番の件で、同僚議員からちょっと触れられたんですが、この間の全協で、学

校の統廃合の件、同僚議員、私も含めて質問したんですけども、最後に町長のほうから、この組合議会での了承を得た上でという最後に話あったんですけども、あのときに言えばよかったんですけども、これ組合議会っていうのは愛南町と宿毛市、いわゆる構成市町村は宿毛市と愛南町。これ建物について折半で当然やっとなんですけども、運営経費等については人数等の均等割等々、いろいろ、まあそれはもうそのとおりなんですけども、これ組合議会が先じゃなくて、構成町村が先じゃないんですかね。

私は質問の中で、旧一本松のときに、篠山組合の件を諮りました。一本松町議会は、小学校は残し、中学校は一本松に統合、宿毛市も右へ倣えなんです。それを受けた上で篠山組合議会で諮って、いわゆる、まあもろもろのあれがあったんですけども、最終的には改築という経過やったんです。なんで、あの説明は組合議会の了承を得た上でっていうのは、これ反対じゃないんですか。

で、先ほど同僚議員もちょっと触れましたけども、私も詳しくはあのときに質問の中で言わなかったんですけども、宿毛市議会は協議会の中で、我々より早く報告されとるんです。それを先ほど同僚議員が、質問の中で、我々は8月4日なんです。だからいずれにしろ、私の質問は、さっき回答がなかったものも含めて、構成の町村が先で、その後に組合議会での了承を得ると、了承いうか。だから順序が逆やないんですか。お聞きします。

○吉田議長 回答できますか。

中村町長。

○中村町長 前回、私のほうが話をさせていただきましたのは、当然その篠山の小中学校の様々な例えば予算の議決をしたりするところの、決定権限としては組合にあるということで、組合のほうには説明をさせていただいておりますという趣旨で話をさせていただきました。

当然、愛南町の議会、宿毛市の議会にもそれぞれ説明をする必要がありますので、それを、そのときに説明を教育委員会のほうからしたというふうには理解をしておったのですが、当然その学校のこの統廃合をどうするという問題につきましては、一番としては先ほど教育長も申しましたように、子供・保護者がまずは最優先だと考えております。次に優先されるのは地域です、その学校の校区、これはもうどの地域でも私は同じように優先順位になると思います。その次は町全体ということで、ということになると代表者は議会の皆さんということで。ただ、篠山の場合はどうしても宿毛と愛南と両方で組合をつくっておりますので、いろんなことを最後決定するのは組合のほうに議案として上げて、了解をもらう必要があるんで、一応組合のほうには話をしておりますということをあのときに話をさせていただいたつもりではあったんですが、それが組合を絶対的に優先してという捉われ方をされたようであれば私のちょっと言い方が言葉足らずであったかなと思います。

あくまでも最後の決定については組合議会のところで了解をいただかないと、組合として予算も様々なことも人事も動いていかないという意味で申し上げさせていただいたつもりでした。

以上です。

○吉田議長 吉村議員。

○吉村議員 いや、そうだろうと思うんですけども、私の言うのは、その決定は当然、組合議会なんです。だけど、相談があった私が地元って言ったのは、愛南町の議会のことなんですよ。私も宿毛市議会議員から問合せがあったというのをあの中で言いましたけども、彼らは聞いたわけですから。だから我々は後だったわけです。それを順序逆やないんですかという意味で、先ほど同僚議員も質問もされたので、私もそれを確認の分で言っただけで、議決権は当然、組合議会、それはもう承知しておりますので、そういうことです。

○吉田議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず、議会への報告の順序についてなんですけれども、私どもとしても、愛

南町、宿毛市、2市町にまたがりますので、議会への報告については同じタイミングでということで、宿毛市の教育委員会とも連絡を取りながら慎重に行ってきたところです。

時系列で申しますと、まず7月28日に組合議会がありました。その協議会の席で両組合の議員さんには説明をして、了承をいただいたということで、その後、8月1日に、組合議会での報告が終わって8月1日に篠山地域の皆さんのほうに出向いて、これは宿毛市の教育委員会のほうも出席をした上で、正木と山北の地域の皆さんに説明をして、御了承いただいたという経緯があります。その後、8月4日に愛南・宿毛の両方の全協の中で、まあ今回、愛南のほうは全協前ではあったんですけども、両方の議会の皆さんにタイミングを合わせて報告をさせていただいております。

再度、宿毛市の教育委員会にもこの件については確認したんですけども、宿毛市の教育委員会も私が今説明した時系列と全く同じで、それ以外に公式的に宿毛市の議会には説明をしておりませんという返事は頂きました。

恐らく可能性として考えられるのは、組合議会が7月28日にありますので、当然そこに出席した、いた議員さんは情報を知り得る状況にありましたので、恐らく議員さん同士の会派のつながりであるとか、個人的なつながりでそういう当然、横のつながりで情報を得る可能性はあるのかなということは考えておりますが、一応時系列としては今説明したとおりであります。

以上です。

○吉村議員 時系列を聞きよるんじゃないくて、町長が言った部分は逆じゃないんですかいう、で、そのときに整理してあれしますということで結ばれとったんで、だから私は順序がこうなんやないですかいう質問だけなんです。時系列はもうこれはもうこないだもろうたとおりになんですから。

そういうことなんで、一応、その辺だけちょっと、何かさっきの2のあれにしても、何かちょっと、質問はしなかったんですけども、いろんな部分で違和感が、感じるのは私だけやないと思うんですけども、ほかの皆さん質問されないんですけども、ちょっと何か閉鎖的な感じを見受けおるんですけども。

○吉田議長 中尾教育長。

○中尾教育長 失礼します。今のお話、それからその前のことも含めてですけども、議員さんが言われるように、組合が最終的な議決であるということはっていうことを御理解いただいた上で、中村町長、それから宿毛市の市長も、これは、もちろん組合議会の話合いが当然そこで行われる中で、まずは愛南町の議会それから宿毛市の議会にも、これはちゃんと足並みをそろえるべきだというふうな指示を我々も受けています。そこでもって、課長同士で、愛南町の議会それから宿毛市の議会の報告はきっちり合わそうと、時間を合わそうというふうなことはしたんですが、先ほどあったように、ひょっとしたらそれがどうも、配慮したんだけどそれがうまくいっていなかったのが吉村議員さん等のところのそごがあったのかなというところは、これはしっかりもう一度それぞれの対応を考えなくてはいけないなと反省するところです。

あと一点、今回、篠山のことで一つだけ大きな点は、今まで再編計画をもってしてというような意味合いが強かったんですが、今回は、あの様々な経緯の中で、先ほども言いましたように保護者の思いっていうのが一番大切なんだ、今町長が言われている、実は、全く我々も予想もせず保護者の方が5月にどうしても今年中にといい思いを持たれたわけです。ですので、そこがスタートで、その思いにどう添えるかっていう形で我々が動きました。

ですので、篠山の方たちも初めて聞いたというふうなことは全員協議会のときに吉村議員さんにお伝えした方がいらっしゃったようですが、本当に、あの初めて聞いたは、実はあれがほかからとかあるいはマスコミからではなくて、間違いなく、あの初めて聞いたは確かに正しい——正しいという言い方はおかしいですが、地域の方にまずは伝えるっていう意味で伝えましたので、当然、初めて聞いたんだけどということになったんだろうと思います。

ただ、本当に、先ほど町長が言われたように保護者の思い、そして校区の地域の思いを大切にしていってがために、今年でっていうことになれば、全ての行事は最後になるかもしれない、できるだけ早く保護者の思いにっていうことで動きましたために、まるでこう何か、あっという間に一気に、相談もなくっていうふうになったのやもしれませんが、その発端が保護者の思いであるということ、それに寄り添うっていうところはぜひ御理解いただけたらと思います。

以上です。

○吉田議長 吉村議員。

○吉村議員 もう最後に。もう結構なんですけども、ちょうど宿毛市議会の、市長は、ちょうど私が愛南町の議長のときに、彼、宿毛市の副議長をしりまして、組合議会で彼も全部知っていますし、彼ここ出身ですからね。だから、ものの道理いうのは全部知っとると思うんですよ。

で、私も言ったのは、市議会議員から問合せもあったのと、併せて地元住民からも、こうこうで決まったらしいけど本当言うて電話があったんです。あのとき言ったように。やけど我々は何も知らないと。

だからやっぱりそういう部分で、流利的に言ったんでしょけども、原因究明どうのこうのじゃなくて、私が言うのは順序はこうじゃないですかいう質問をただけのことなんで、これはもう当然、統廃合いうのはずっと経験してきていますんでね、我々は。もうこれ以上はあれなんで、結構です、はい。

○吉田議長 よろしいですかね。

これ、質疑ほかにありますか。大丈夫ですか。

では、3番についてこれで終了します。

暫時休憩いたします。今、10時7分でございますので、10時20分から再開いたします。

(休憩)

○吉田議長 それでは休憩全に引き続き委員会を再開いたします。

4番、人工芝の再利用について報告を求めます。

織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 失礼します。生涯学習課からは、人工芝の再利用について御説明いたします。資料4を御覧ください。

まず、1の政策の発生源と提案に至るまでの経緯についてですが、令和6年2月に開催されました第2回議員全員協議会におきまして、あけぼのグラウンド改修後に撤去された人工芝の再利用について御説明しておりましたが、その後、再利用計画が具体化したため、このたび9月補正予算にて経費を計上し、工事を実施しようとするものです。

当初は南レク御荘公園グラウンドへの移設を予定しておりましたが、同公園につきましてはイベント時に臨時駐車場としても利用されることから、人工芝を敷設する場合には下地をアスファルト舗装する必要がある、想定よりも見積額が高額となったため再検討を行いました。

その結果、以前からグラウンド・ゴルフ等での利用があり、地域住民にもなじみのある旧西海中学校グラウンドへの移設を行い、高齢者をはじめとした町民の健康づくりの場として整備を進めたいと考えております。

次に、2の事業の概要について御説明いたします。

本工事では、撤去した人工芝の積み下ろし・運搬・再設置に加え、メンテナンス作業、それからグラウンドの不陸修正や路盤整備等の下地改修、人工芝の流出防止対策を含む新たな敷設工事を予定しております。

あわせて、今回使用する人工芝以外につきましては旧西海中学校のグラウンドに保管し、今後の有効活用を図る予定としております。

次に、3の総合計画との整合性についてですが、本事業は第5次総合計画における政策5「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」、その中の施策5-3「スポーツの充実」に位置づけら

れる基本事業3「スポーツ施設の利用促進と適正管理」に合致するものであり、住民の健康促進と地域の活性化につながるものと考えております。

4の他自治体との比較についてですが、徳島県ではプロサッカーチームの徳島ヴォルティスがスポーツビレッジ内の練習場において、同様にリユースした人工芝をサッカーのアップ場として使用しております。

5の町民参加についてですが、本件につきましては以前からグラウンド・ゴルフ愛好者の方々より人工芝の再利用や整備に関する要望を頂いており、地域ニーズを踏まえた形での対応と考えております。

次に、6の事業費及び財源について御説明します。

資料に記載の表を御覧ください。

今回の人工芝移設工事の予算計上額は3,520万円で、財源につきましては全額を地域活性化基金から充当する予定としております。なお、仮に人工芝を廃棄する場合には約2,700万円の処分費用が必要となることを踏まえ、本再利用については経済的にも有効な対応ではないかと考えております。

最後に、7の将来にわたるコスト計算についてですが、今後は利用者のための休憩場所の整備や屋外トイレの改修、その他修繕等も必要になる見込みであり、段階的に環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、人工芝の再利用についての御説明といたします。よろしくお願いいたします。

○吉田議長 報告が終わりました。

何か質疑はございますか。

尾崎議員。

○尾崎議員 1点確認なんですけれども、この南レク御荘公園グラウンドへの移設についてはアスファルト舗装が必要であるが、旧西海中グラウンドへの移設についてはアスファルト舗装が要らないというところで、コストが下がるということでしょうか。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 そのとおりでございます。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

山本議員。

○山本議員 すみません、6番の事業費のところなんですけど、この移設工事にかかる計算ですね、金額が3,500万円と、廃棄する場合は2,700万円ってなっているんですけど、これ、今回使用する人工芝以外は旧西海中学校へ保管してなっているってことは、今回使用する分ってというのはこの中の一部なのかどのくらいなのかってことと、廃棄する場合のお金ってというのは今回使用するものなのか、全体の分の金額なのかってのをちょっと教えていただきたいんですが。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 今回、人工芝をリユース、再利用で敷設する分については一部です。大体、全体の半分くらいを再利用する予定です。

それから、廃棄する場合の2,700万円の費用なんですけど、これは全て廃棄する場合の費用となります。

以上です。

○吉田議長 岡議員。

○岡議員 大体、西海のグラウンド・ゴルフをされる人数というのは、大体どれぐらいの方がおられるんですか、その辺は。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 西海の今、グラウンドなんですけど、実は町道の新設工事をしておりまして、

ここ２年ほどは活用がないんですが、それ以前の使用実績としましては、令和３年度になるんですが、７５回の１，３２１人です。これ必ずしもグラウンド・ゴルフの方だけというわけではないんですが、主に以前からグラウンド・ゴルフの方が中心に使っていましたので、多分そのくらいの人数は利用されていたのかなと思っております。

以上です。

○吉田議長 岡議員。

○岡議員 残った約半分の人工芝なんですが、例えばほかの地区から、うちの、例えばまあ私の住んどるところ考えると、うちの地区もよく皆さんされとるんで、そういうふうな情報があればやっぱり皆さん人工芝のほうがいいのかなというところもあるんで、そういう話が出たときに次にも対応するというのは考えておられるんですか。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 当然そういった要望がありましたら、まず一つはその公共施設で利用ができるかというのは考えていくべきだろうと思うんですけど、そういった方向で、できるだけ廃棄しないような形で再利用の方法は考えていきたいと思います。

○岡議員 ありがとうございます。

○吉田議長 山本議員。

○山本議員 すみません、人工芝って多分、耐久年数とかっていうのがあると思うんですけど、これ再利用した場合、どのぐらいの長期の利用っていうのを見込まれていますか。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 基本的に人工芝の耐用年数は１０年とされています。実は、今年度が１０年目を迎えるんですが、それはあくまでも基本的な耐用年数であって、人工芝の状態とかではもっと利用できるものと思っています。

ただ、今後何年までもつかってというのはちょっと見通せない部分があるんですけど、特にグラウンド・ゴルフ等の軽スポーツであればそれほどのプレー中の損傷はないので、比較的長く使えるのではないかなと想定しております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

原田議員。

○原田議員 今回、当初予定しておった御荘公園のグラウンドが、ちょっと都合が悪いということで検討した結果、旧西海中学校のグラウンドになったと。今、この町内でグラウンド・ゴルフ、結構皆さん盛んにやられとると思います。一番熱心にやられとるスポーツじゃないかと思うんですが、それでこのグラウンドは町内ほかにもかなりあろうかと思います。各地区でやっぱり一生懸命やられとる方も結構おられるので、その検討した結果この西海になったという理由ですよね。

例えば、頻繁によく利用されている城辺の蓮乗寺の多目的グラウンドなんかもあるわけですよ。あそこなんか結構皆さん利用されています。できたらあっちのほうがいいんじゃないかなという感じもあるんですが、その点どうですかね。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 当然、蓮乗寺のグラウンドなんかも検討はしたんですけど、実はあそこは町の所有のグラウンドではありませんので、なかなかその辺りが難しく、あとどうしても人工芝もほかのスポーツ、人工芝ではできないスポーツとかそういったものもありますので、比較的、西海中学校のグラウンドについてはもう以前から大体グラウンド・ゴルフが使われていたということで、ここだったらほかのスポーツにも差し支えないですし、それほどイベント時に駐車場として使われることもないというところから一番最適ではないかなというような判断をさせていただきました。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑。

金繁議員。

○金繁議員 グラウンド・ゴルフが快適にできる環境を整えること非常にいいことなんですけども、これは本会議でも質疑させていただいたんですが、マイクロプラスチック、非常に深刻な環境問題となっています。この人工芝、文科省も注意を促しているぐらいですので、これ10年たったものをさらに利用するとなると、やはり相当のマイクロプラスチックが出ることは容易に想定されます。これ対応策を考えるとあのときにおっしゃっていただいたんですけども、実際に具体的に、どの程度のマイクロプラスチックを流出防止できるのかという点。

それから、廃棄する場合は2,700万円必要ということなんですけれども、先ほど同僚議員からも質問ありましたように、これいずれは廃棄しないといけないので、このお金というのはいずれ、どっちみち要るお金ですよ。で考えたときに、これあと数年使って廃棄するのか、それとも今3,520万円使うわけなんですけれども、これ自然の芝生に、まあ維持費相当かかりますけれども、した場合にどうなのか。維持費等、導入費、比較検討されたかどうかお聞きします。

もしこれ、中古の人工芝を使い続けた場合に、環境問題とかいろんな問題出てくるわけなんですけれども、自然の芝生ですと、維持するのに、例えば元気な町内の方をお願いをして、維持していくということもまたできると思うんですよ。そうすると小さな雇用がずっと出てくるという、保持できるっていうこともあるので、そういうことも含め、私は検討するべきではないかと思うんですけど、コストパフォーマンス等、比較検討されたのかどうか、2点お伺いします。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 お答えいたします。

まず、今回のマイクロプラスチックの流出対策なんですけど、2ページ目の移設イメージ図を御覧いただいたらと思います。

薄い緑の部分がリユースした人工芝を張る部分です。既存の人工芝を、これを清掃時に専用掃除機で特に吸引回収を行って、事前に芝繊維の摩耗粉や不要な充填剤等は取り除いた上で、その周囲の、濃い緑色の部分なんですけど、これについては新規の高密度の人工芝を敷設し、さらに外側の赤色部分なんですけど、真砂土を敷いて緩衝帯を設けることでマイクロプラスチック、人工芝の切れ端の流出を防ぐのがもう基本的な構造です。定期的なメンテナンスや清掃を行うことで可能な限りマイクロプラスチックの流出は防ぐ予定としております。

それから、天然芝との経費の比較なんですけど、実際に今回の分については前方、御説明させていただきましたように再利用を中心に検討しておりましたので、人工芝との比較はしておりません。天然芝との経費の比較についてはしておりません。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑はありますか。

池田議員。

○池田議員 今、高密度人工芝、流出防止に、高密度人工芝は新規に購入ということですか。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 そのとおりです。高密度の捲縮タイプのものを敷設する予定としております。

○吉田議長 池田議員。

○池田議員 それ通常そういう工法で、飛散防止というか、流出防止ができるっていう工法なんです。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 一応メーカーのほうからはそのように聞いております。

以上です。

○吉田議長 池田議員。

○池田議員 もう一つ、余った人工芝の保管場所は、一本松グラウンド、違うんですか。それと保管方法はというふうにするか教えてください。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 今現在、一本松のクラブハウアパレルの跡地に保管しておりますが、これについても、西海のグラウンドのほうに移設を予定しております。

保管方法については、紫外線カットのシートをかぶせた上で、紫外線による劣化を防ぐために、シートをかぶせて保管する予定としております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

田中議員。

○田中議員 御荘公園に当初やろうと思って、アスファルト舗装はすごく経費がかかるっていうことなんですけど、どれぐらいかかったんですか。

○吉田議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 一応舗装だけで、御荘グラウンドでした場合の分が約3,500万円、アスファルト舗装だけでかかるちょっと見積りになっております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。大丈夫でしょうか。

じゃあ4番についてはこれで終了いたします。

続きまして5番、愛南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について報告を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課から、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について報告いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯ですが、町では大規模な自然災害により死亡、あるいは心身に著しい障害が残った場合には、関係法令等に基づき災害弔慰金や災害障害見舞金の認定を行い、支給することとなっております。

災害弔慰金は、災害による直接的な死亡だけでなく、避難生活の長期化などによる環境変化により体調を崩して死亡された場合の災害関連死の方も支給対象となりますが、災害と死亡の因果関係の有無に基づいた判断が必要となります。

そこで、大規模災害に備え、審査体制を整え災害弔慰金等を速やかに支給できるよう、審査会に関する規定を設けるものです。

2の事業の概要についてですが、審査会設置のため災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正及び災害弔慰金等支給審査委員会規則を制定いたします。

3の総合計画との整合性については、施策1－5「地域福祉の推進」の事務事業となります。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討についてですが、県内11市町で審査会を設置している状況です。

5の町民参加の有無とその内容については、町の審査会となりますので、特にございませぬ。

6の関係ある法令及び条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び愛南町災害弔慰金の支給等に関する条例になります。

7の事業費・財源措置と、8の将来にわたるコスト計算については、条例の改正に係る経費はございません。

以上で、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○吉田議長 報告が終わりました。質疑ありますか。

特にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 じゃあ5番についてはこれで終了いたします。

続きまして、あいなんくる(愛南町子どもの居場所b & g あいなん)の利用状況について報告を求めます。

土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 失礼いたします。子育て支援課から、あいなんくるの利用状況について報告をいたします。

今年度4月1日より運営を開始しまして、4か月が経過したところですが、施設を紹介するリーフレットを作成いたしました。お手元にお届けしておりますので、そちらも御覧いただけたらと思います。

では、資料に沿って報告いたします。

1の開設概要につきましては、以前より報告させていただいておりますが、対象は主に町内在住の小学生で、中学生も可としております。開所時間は、学校開校日の平日は午後2時から7時まで、夏休みなど長期休暇期間は午前10時から午後7時までとしております。また、自由来所は午後5時までとなっております。

閉所日は土曜日、日曜日、祝日及び振替休日、年末年始です。保護者負担はありません。サポート教室については午後5時から7時までとしておりますが、現状では時間帯を分けて個別にサポート教室を行うのではなく、あいなんくるで行う活動とサポート教室が一体となっております。

2の利用状況につきましては、令和7年8月1日現在の状況です。(1)利用者数では、月ごとにサポート教室、自由来所、それぞれの延べ人数をお示ししております。7月末までに延べ444人があいなんくるを利用しております。(2)地域別サポート教室登録者数では、御荘地域・城辺地域・一本松地域の登録があり、現在16人の登録者数となっております。内海地域・西海地域については、保護者からの希望は現在のところありませんが、必要に応じて関係機関と協議しながら働きかけを行っております。

また、送迎については、あいなんくるの職員が社会福祉協議会の車両を利用して、また都合のつかないときにはB & G海洋センターの車両を活用しながら迎えを実施しております。

3のサポート教室の主な活動につきましては、平日・長期休暇中とも、学習習慣や生活習慣定着のための支援、社会との関わりによる学びを目的に実施しております。特に長期休暇にはB & G海洋センターを利用して施設利用のルールを学んだり、社会福祉協議会の交流事業に参加して調理や配膳をしたりするなど、体験活動に重点を置いて活動しております。8月8日に夕涼み会を実施したところ、登録児童やまたその保護者も参加して地域交流を図っております。

4の事例につきましては、登録児童の支援状況の例として事案を口頭で報告させていただきます。

例ですが、当該子育て世帯は独り親家庭で、母親、小学生のきょうだい2人と乳幼児の合わせて3人の子供がいる家庭です。保護者は日常的に乳幼児の世話に追われ、上のきょうだいの養育が困難で、家事や育児で精神的にも不安定になっておりました。また、就労していないため、放課後児童クラブの利用はありません。保健師が乳幼児訪問を行った際に、あいなんくるを紹介したことで保護者からの希望があり、関係者と協議の上、サポート教室の利用を開始しています。

あいなんくるを利用することで児童は生活リズムを整えることができ、挨拶や学習習慣などの定着が図られてきています。また、保護者についても、あいなんくるの職員との交流を通じて日常の様子を話したりすることで孤立感が薄れるなど、精神的に安定してきており、子供たちへの接し方や家事・育児にも余裕が見られるようになってきているようです。

また、そのほかにも、衛生習慣の定着が難しい家庭の児童では、手洗い、歯磨き、運動後の

入浴や洗濯などの活動を通じて身だしなみを整える方法など、自立へ向けた力を養えるよう支援を行っております。

その他、保健師だけでなく、学校や関係機関からの相談や連携により利用につながるケースもあることから、引き続き周知を行いながら、連携して課題を抱えた子供やその保護者を対象に実施していきたいと考えております。

以上、あいなんくるの利用状況について報告を終わります。

○吉田議長 報告が終わりました。

何か質疑ございますか。

山本議員。

○山本議員 すみません、2番の利用状況のところ、2番目の地域別サポート教室登録者数のところなんですけど、旧御荘町というか御荘地区にあるので御荘の利用者数が多いんだろうなとは思いますが、この中で、もう定期的にずっと、利用率ですよ、今登録されている方がもう毎日というか定期的に利用されている率っていうのはどのくらいですかね。もう皆さん大体同じような感じで来られています。登録しているけど来ていないとかっていう方とかもいらっしゃるんですか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 利用率については申し訳ありません、ちょっと数字は持っていないんですが、今夏休み期間中ですので、曜日を分けて、地域を、地域別に送迎をしたりはしているんですが、子供さんによってはもう毎日活動されている方もいますし、保護者の都合等に合わせて、今はどちらかというと自由に来たいときに来ていただけるような環境になっていると思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

山本議員。

○山本議員 すみません何度も、事例、4番の事例、さっき口頭で説明いただいたんですが、あいなんくるは小学生と中学生の利用ということなので、学校からの連携で相談があったりとか、利用したらどうですかっていうお話があったりとかして、それで利用を促したりとか、お迎えに行ったり、御相談受けたりとかしていると思うんですけど、新生児健康診断ですとか、そういうところでお話を聞いたりとかっていうのはないんですかね。そこはやっぱりあいなんくるは担当していないですか。

小さいお子さんのところで、結構、結構あの、保健婦さんとかがお話を聞いたりとかするときに、ママの状態とか、精神状態とかってちょっと分かったりとかするもんだと思うんですけど、そういうほうはやっぱりやっていないんですかね。小学校、中学校だけですかね。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 先ほどの事例にもありましたように、小さな子供さんを保健師が見に行ってお母さんの様子を確認して紹介をしたということなんですけれども、あくまでも対象は小学生、中学生ということですので、小さな子供さんを預かるというようなことはありません。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

金繁議員。

○金繁議員 何点かあります。まずこれ、利用料要らない、御飯のお金も要らないということですよ。ですよ、全て無料ということで、リーフレットにそれが書かれていないので、明記したほうが安心して申込みができるかなと思いました。ぜひ明記していただけたらと思うんですけども、それが1点。

それから、先ほどの質問と関連するんですけど、結局その新生児、保育、幼稚園、小学校、

中学校と、本人・保護者はずっと一貫して課題を抱えていたりするんですが、結局、今愛南町の場合はこの第3の居場所、それから学校教育課の取組、それから今度できようとしていることも発達センターというこう、てんでばらばらになっていて、そこがどういうふうに情報共有をして、寄り添い支援ができるのかっていうところが、説明を受けている限り見えてこないんですね。その点についてどのようにされているかと、今後どのようにしようとされているかお聞かせください。

それから3点目なんですけど、2の利用状況の(2)地域別サポート教室登録者ということで、徐々に増えてきてよかったなと思うんですけど、残念ながら内海、それから西海の地域の子供たちの利用がゼロということで、これ、つくる以前から、どうするんですかっていうことは質問していたんですけど、答えはなかったんですが、この地域の子供たちで、ここを利用してほしいなと思うような課題を抱えている子は存在しますか。その人数を把握されているか、で、その子供たちに対してはどういう対応されているか、以上3点お願いします。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 お答えします。

1点目の利用料のところなんですけど、これは一応施設の紹介ということで、また個別に保健師等が学校とか保護者宛てには、こういう、何ていうんですかね、利用をするためのチラシのようなものを用意しておりますので、そちらには明記をしております。これはまあ、一応、施設を見に来られた方とかにお渡しする用ですので、ちょっとその利用の内容みたいところは書いておりません。

連携の部分なんですけど、サポート教室を利用するときに子どもの居場所会議というのを開いて、サポート教室が必要かどうかという協議をしております。その中にはもちろん子育て支援課の職員、保健福祉課の職員、学校教育課の職員、あいなんくるの職員というふうにみんなで話し合いをして、決定をするようにしておりますので、連携は取れているというふうに考えております。

あと地域、内海地域と西海地域についてですが、配慮の必要な家庭っていうのは、私のほうではちょっと人数は持っておりませんが、保健師のほうで関わっているところには働きかけはしておりますが、なかなか保護者の利用の希望がないといったところが主な理由ではないかと思います。希望はあるけれども、送迎が難しいのでとかいうようなことで利用がないわけではないので、これからも必要に応じて周知をして、働きかけを続けていこうと思っております。

以上です。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 じゃあまず最初の連携についてなんですけど、会議をして連携ができているっていうことなんですけど、具体的にどのような連携ができているのか。例えば、その会議だけで、会議の中で個別の子供さんについて情報共有をして、それをかつ、例えば小学生であれば学校の教諭と連携ができるのか、保育園の先生のところと連携ができるのかっていうところまでされているのかどうかっていう点をお聞かせください。

それから、二つ目の内海・西海の子供たちについて希望がないという現状ということなんですけど、それ以前に情報はあるわけですよ、その保育所とか学校から、こういう気になる子がいるという情報共有はされていると思うんですけど、その時点で、だからそういう、ここを利用してほしいなと思う子がいるのかいないのか、それは何人ぐらいいるのかという点についてお聞かせください。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 お答えします。

連携の部分なんですけど、子育て支援課のほうに要保護対策地域連携協議会というのがありまして、主には要配慮の必要な家庭ですね、虐待であったりとか、子供さんの発達特性があっ

たりとか、そういったところを地域で連携して進めていきたいと思いますというような会があります。その中には、もちろん学校ですとか地域の関係する機関ですよね、児童相談所とか警察とか、主立ったところでは宇和島である、子供を預かる施設の職員であったりとか、南宇和高校とかも入っておりますし、そういったところで要支援といわれる家庭の状況は情報共有ができていますと考えています。

もちろん、その中でケースがあった場合には、関係する学校からその先生とかも入っていたいて、ケース会議とかも個々にしておりますし、そういう意味ではそこが基盤というか基礎になって、保健師等との連携も取れているというふうに考えております。

あと、すみません、内海地域と西海地域の人数については、申し訳ないんですがちょっと保健師のほうに、地域の保健師のほうに確認をしないと私では持ち合わせておりませんので、また改めてお知らせさせていただいたと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

山本議員。

○山本議員 すみません、今、連携のことでちょっと言われていたんですけど、もちろん保健師さんがこう言っていただいたことを、あいなんくるのほうで御案内しにいくとかっていうのはもちろん連携なんですけど、今、愛南町でこういう状態のところ、じゃあここに行ったらいいですとか、小中学生で困っていたらあいなんくるに行ったらいいですとか、そういうのをお知らせする機関って多分そんなにないんじゃないかなと思うんですよ。

私がさっき御質問したように、新生児です、今生まれたばかりの赤ちゃんがいっぱいいますとかっていう方が、じゃあ困っていたらこぶたですとかね、子育て支援のほうそっちに行ったらいいですとか、こちらに相談してくださいとかっていうのが、そういう御案内とかっていうのを総合的にやる場所としてはあいなんくるは活動しないですよ。します。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 この4月からこども家庭センターが設置されて、こちらはもう乳幼児から子育て世帯全てに網羅して、相談支援を行っていくというような部署になっております。また、なかなかちょっと周知が進んでなくて、子育て支援課の横のほうに職員もおるんですけどけれども、そちらのほうを活用していただきながら、周知をさせていただいたと思っています。

以上です。

○吉田議長 山本議員。

○山本議員 ありがとうございます。そしたら、ぜひ、あいなんくるとかに来られるお子様たちにも、そういうところがありますよって知らせていただいて、学校ですとかも知らせていただいて、先ほど言われていたみたいにこちらのパンフレットには詳しいことは載っていないけど、私らも頂きましたけど学校に頂いた詳しいパンフレットですね、用紙には何かいろんなことが書いておられるんですよね。それ、もちろん、こちらを受け取った方がこんなのあるよっていうこともあるので、なので、できたらこういう、これもしっかりした、結構お金のかかったパンフレットだと思うんです。でもこちらのほうにもしっかりといろんなことを明記していただいて、子育て世代じゃない方にもそういうのが伝わるようにしたら、どんどんどんどん周知されていくのではないかなと思いますので、できたらそういうふうにしていただくことってできますか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 すみません、ちょっとリーフレットのほうには難しいかもしれませんが、一緒に閉じるような形で周知させていただいたと思います。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

尾崎議員。

○尾崎議員 今回、4月から開所ということで、このように現状の報告をいただきました。当面はこれの推移も知りたいと思います。ですから定期的にまた報告の機会を持っていただけたらと思います。

それで、ちょっと一点だけ、利用状況の延べ人数のところ、自由来所が6月が19名ということで極端に少ないんですけども、これは何か理由があるのでしょうか。

○吉田議長 土居子育て支援課長。

○土居子育て支援課長 6月なんですけど、はっきりとした原因というところはあれなんですけど、自由来所されているのが、どうしても近いので、一旦家に帰ってから平城小学校の子供さんが夢創造館に行ったりする中で来所されていると思います。

6月からどうしても小学校のほうでプール練習、水泳練習が始まって、放課後の時間帯があまりなかったんだと思います。7月に入って、夏休みに入ってまたちょっと増えておりますので、理由としてはそういうところかなというふうに思っております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

なければ6番を終了いたします。

続きまして7番、愛南町戻りがつお奨学補助金について報告を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課から、愛南町戻りがつお奨学補助金について説明いたします。

令和6年の12月定例議会の一般質問において少し触れておりましたが、Uターンを促し、人口減少スピードを緩やかにすることを目的とした、愛南町戻りがつお奨学補助金を創設したいと考えておりますので、その概要を説明いたします。

本補助金は、進学に意欲がある子供が愛南町に帰ってくることを促すため、子供が大学等卒業後10年以内にUターンした場合、町内に住所を有する保護者が連携金融機関から借りた教育ローンの返済額や日本学生支援機構の奨学金返済額に対し、全部及び一部について補助金を交付するものです。

総合計画の位置づけとしては、政策4、施策5の中の基本事業6「シティプロモーションと移住定住の促進」に位置づけております。

他の自治体での類似としては、鹿児島県長島町の「ぶり奨学金制度」や愛媛県上島町の「ゆめしま奨学金制度」があります。

町民参加については、補助金の対象者になります。具体的には、令和8年度以降の大学合格者、及び現在就学中の学生のうち来年度以降も就学期間がある者に係る教育ローン等を新規で借りた方です。

条件としては、「連携金融機関の教育ローンを返済している者であること」「町税等を滞納していない者であること」「子が大学等を卒業後、10年以内に町に住民登録し、居住すること」などがあり、これらを全て満たす必要があります。

関係法令等は、愛南町戻りがつお奨学補助金交付要綱を現在策定中です。

事業費につきましては、1人当たりの補助金額は、上限の算定を1年当たり元金60万円とし、利子相当の2%を合算したのになります。修業年限4年の大学であれば、元金240万円と利息相当になります。修業年限とは、学校の教育課程において定められる標準的な教育期間のことで、休学や留年の期間は認めません。

補助金支給方法については、条件を満たせば、対象者が町へ補助金を請求してから支給しますが、教育ローンの場合は、補助金総額の10分の1を毎年支給します。したがって、最大10年間の支給となります。Uターン後に町外へ転出した場合には、その後の補助金は支給いた

しません。

日本学生支援機構奨学金の場合は、通常、返済期間が借入金額に応じ変わります。例えば、借入額が200万円であれば14年間で日本学生支援機構に返済、240万円であれば15年間で返済となるため、町の補助金は毎年、その返済期間年分の1ずつ支給することになります。もちろん、先ほどと同様、途中で町外へ転出した場合は、支給は終わります。

事業費につきましては、大まかな見込みではありますが、先進自治体の回帰率を参考にして算出し、債務負担行為として9月補正予算に計上予定です。補助金の支給年度は令和10年度からとなります。

財源につきましては、ふるさとづくり基金を活用する予定ですが、ふるさと納税の状況によっては地域活性化基金の活用も視野に入れておきます。

将来にわたるコスト計算については、お示ししている表のとおりですが、制度開始前の現時点では、先進自治体を参考とした試算となっています。制度開始後の実績などにより大きく変わるものと御理解ください。その都度、債務負担行為の変更をしていきます。

最後となりますが、対象者は教育ローンと日本学生支援機構奨学金の両方を借りることができますが、町の補助金申請の併用は認めないこととなっております。

以上、戻りがつお奨学補助金の説明を終わります。

○吉田議長 報告が終わりました。

質疑はありますか。

山本議員。

○山本議員 すみません、これ、大学等ってあるんですけど、2年制大学ですとか、専門学校とかも教育ローンを借りると思うんですけど、そちらは対象になりますか。

○吉田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 おっしゃるとおり、対象になります。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 ないようですので、これで終わります。

続きまして8番、第3次愛南町総合計画後期基本計画について報告を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 続きまして、第3次愛南町総合計画後期基本計画について説明をいたします。

第3次愛南町総合計画の前期基本計画が今年度をもって終了し、令和8年度からの4年間の後期基本計画を策定いたします。

内容といたしましては、基本的に前期基本計画を踏襲し、政策・施策・基本事業について、法改正や社会情勢の変化、前期基本計画の達成状況を踏まえた見直しを行います。また、地方版総合戦略は、後期基本計画と一体化することといたします。

スケジュールにつきましては、現在、全所属において見直し作業をしておりますが、11月下旬には前期基本計画からの見直し点について報告させていただき、12月中旬には基本計画の(案)として議員の皆様のタブレットに掲載したいと考えております。その後、1月中にパブリックコメントを実施し、2月中旬には後期基本計画をこの議員全員協議会で報告し、3月には公表をしたいと考えております。

総合計画と地方版総合戦略を一体化することは、県内では今治市、八幡浜市、久万高原町、鬼北町が行っており、全国的にも主流になりつつあります。

町民の参加につきましては、愛南町総合計画住民アンケート、各所属が受け持つ各種審議会等での意見収集、愛南ほっとミーティングなどの会合、それとパブリックコメントになります。

関係法令は愛南町自治基本条例です。

事業費については、支援業務委託料として559万5,700円、財源につきましては55

0万円が過疎債、残りが一般財源となります。

将来にわたるコスト計算はございません。

以上、説明とさせていただきます。

○吉田議長 報告が終わりました。

質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 お疲れさまです。説明ありがとうございました。愛南町の総合計画、この第3次総合計画の中には基本構想がなくなってしまうんですよね、ほぼ。2次計画のときは割としっかり書かれていたんですけど、基本構想が3次ではすごくあっさりになっているように思うんですけども。

(発言する者あり)

○金繁議員 すみません、いいですか、もう一つ聞きたいので、その点についてのお考えをお聞かせくださいというのと、もう一つはこの総合計画、これ後期計画つくるに当たって、総合計画住民アンケートをされていますよね。このアンケートの内容もぜひ議員に、議会に共有していただけると、私たちもちょうど今月、町村議長会の研修で、総合計画の重要性と、そこにいかに連動して議会が動くべきかということを学んでまいりました。ですので、ぜひこの計画の基本となっている、根拠となっているアンケートについても共有していただけたらと思います。

その中で、今回、私、先立ってアンケートを見せていただいたんですけども、この集計の仕方がちょっとおかしいんじゃないかなという点が見つかりまして、それは、質問がありますよね。選択肢が、満足、やや満足、どちらともいえない、その次に否定的な選択肢がまた二つ続くんですけど、どちらともいえないっていう選択肢を、必要と思うにカウントされているんですね。これ、今年度だけそうだったのか、それとも今までもそうだったのかという点をお聞きしたいんですけど、これどちらともいえないっていう選択をされた町民の方は、必要であるっていう選択肢に入れられるとは思っていなかったと思うんですね。ですので、これ訂正すべきだと思うんですけども、これまでもそうだったのかどうかという点も含めお聞かせください。お願いします。

○吉田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 まず、基本構想の件なんですけども、基本構想というのは愛南町の第3次基本計画の8年間の構想でございます。それは4年前の第3次総合計画を策定した際にお示ししているところでございます。まちづくりの将来像として、「ともに彩を育むまち いろこい あいなん」という基本構想になっておるんですが、あまりにも抽象的であるという意見がございます、確かに。私はその当時では担当ではないんですけども、それはありますが、ただ、総合計画の8年間というのは抽象的なものでいいのかなと理解しております。といいますのは社会情勢が変わっても、この基本構想自体は8年間はそのまま継続いくよというような、包括的に取り込めるような表現になっていると、そのように理解しております。

それと、アンケートなんですけど、議会との共有といいますのは、まちづくり報告書というのをを出させていただいております。これは全町民が見えるものでございますが、恐らく金繁議員が言われるのは、その中の元となる数字ということでよろしいでしょうか。につきましては、また検討させていただきます。恐らく出すべきかなと思っていますので、それについては対応したいと考えます。

それと、集計の方法ですが、実はその集計の方法といいますのは、各基本項目につきましてかなりの数がございます、その中で今、金繁議員が言われているのは、一部のところにそのようなことがあったというのは、担当課からも報告は受けております。それについては当然、改正すべきかなと考えておりますので、それについては適切な対応をしたいと思っていますし、今後の後期計画の集計におきましては、その指数ですよ、アンケートについてはまた考えさ

せていただきます。

以上です。

○吉田議長 ほかにありますか。

金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。基本構想、なくはなかったんですよね、ここに1ページ、2ページ、すごく簡単なのがあります。すみません、これを見た私の感想としては、ないに等しいと思ってしまったんですね。調べたら、基本構想っていうのは策定義務が廃止されているんですね、2011年に。なので、つくらない自治体も出てきているということなんですけれども、でもやっぱりこれって、基本構想って、じゃあどういうまちづくりしようかってその町民の方たちとも共有して、あるべき将来像をコミットしてもらおうための、本当にそのミッションというか、一番私は大事なところだと思うんです。

やっぱりそこは、自治体によってやはり捉え方が違って、二つに大きく分かれているみたいです。専門家に私が言うのも、にわか勉強した者が言うのも失礼なんですけれども、この点やっぱり専門家の指摘は、ここをどう捉えるか、この義務化がなくなった後、これまでどおりの総合計画をこれまでどおりの行政計画と捉えるのか、それとも市民が主体となって共にまちづくりをしていく公共計画と捉えるかの分かれ目であるという考え方があるらしいですね。

それによって全く総合計画のその主体と内容、もう今までの行政が主体でこうするんですよってやってしまうのか、それとも市民を含めた主体として捉えて、公共、市民と協働のまちづくりをしていくという内容に重点を置くかっていう大きな分かれ目になるようなんです。

ですので、そここのところを、今日お返事いただこうとは思わないんですが、ぜひちょっと研究して、もちろんもう研究されているとは思いますが、その辺のお考えもまた、機会を改めてお聞かせいただけたらと思います。

○吉田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 機会を改めてということなんですけれども、おっしゃるとおり、住民主体の計画にすることは、そのとおりでございまして、今回につきましても新しい試みとして、各課が持っている審議会の委員さんの意見をこの後期の基本計画に盛り込むという、初めての試みをしております。

そのほかに住民の意見を拾う手だてとして、町長が先般申し上げたほっとミーティングの開催であるとか、そういうことをして、その中から町の課題を生み出そうとしているところでございます、それは十分住民の意見を総合計画に反映するという形でやっていきたいと考えております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 それでは、8番の後期基本計画については終了いたします。

報告は最後になります。固定資産評価審査委員の選任について報告を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 失礼します。総務課からお知らせします。固定資産評価審査委員の選任について説明をいたします。

資料の9を御覧ください。

固定資産税に登録された価格に関する不服を審査決定するために、地方税法に基づき町長から独立して設けられた行政委員会で、中立的な立場から評価額が適正に評価されたものか審査を行います。事務局は、賦課徴収に係る業務を担当する税務課以外の部署に設置することが望ましいため、総務課内に設置しております。

2の任期については3年で、令和7年11月14日に任期満了となります。委員の選任は、

地方税法の規定により議会の同意が必要とされております。

3の不服審査の実績につきましては、現任期中、ゼロ件であります。

4の現委員及び次期委員の選任案につきましては御覧のとおりであります。内海、御荘、城辺、一本松、西海、それぞれの委員さん、そして今回、2番目、御荘の委員さんが井上氏から楠木宇佐美氏に替わり、ここが新任となっており、あとは全て再任です。いずれも役場現職中に税務課に所属した経緯があります。

以上で、固定資産評価審査委員の選任について説明を終わります。

以上です。

○吉田議長 報告が終わりました。

何か質疑はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 時々、町民の方から言われるんですけども、委員さんが役場にいた人ばかりなんだけどどうなんだろうっていう意見です。今回も皆さん税務課にいらっしゃった職員の方ばかりということなんですけれども、ほかの自治体等を調べると、やはり役場の外の委員さんも入れている、例えば専門家として司法書士さんとか家屋調査士とか税理士さんとかっていうことです。

確かに町民から見たときに、やはり固定資産評価審査委員会というのは、やっぱり町民の不服を審査決定するために設置された中立的・専門的な第三者機関っていうことですから、確かに税務課にいたという税務に関する中立性はあると思うんですけども、より広い意味で第三者的、中立的といえるかという、そこは全員が元役場の人であれば、町民から見たときに若干疑義を入れてしまうというのは私も理解できなくはないです。

そういう意味で、今回はまた全員税務課、役場出身の方なんですけれども、将来的にやっぱりそういう外部の客観的・中立的な方を、専門家を入れるということを御検討いただけないかどうか、今すぐここでお答えされなくても、将来的に考えていただけたらと、町民の声もあつたのでお聞きしてみます。

○吉田議長 一応質問で受けますか。

濱総務課長。

○濱総務課長 御意見として伺っておきます。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

石川議員。

○石川議員 これ、令和4年から7年で不服がゼロ件ということなんですけど、過去30年ぐらい見たときに、まあ30年見なくてもいいですから10年でもいいですわ、1件でもあつたんかなと思って。

○吉田議長 濱総務課長。

○濱総務課長 過去にはそういった申出がありました。そして、それを審査し、却下になったものとか、そういうふうな審査を経てその当該者に連絡をしております。

以上です。

○吉田議長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 なければこれで終了いたします。

執行部の皆様、退席をお願いいたします。

はい。

○吉村議員 ちょっと執行部が退席前に、ちょっと聞きたいんですけど。確認したいんですけど。

○吉田議長 吉村議員。

○吉村議員 この間、書類を見よつたんですけども、今、町長が社協の会長をしていますよね。

(「違います」と言う者あり)

○吉村議員 社協に町のほうから4, 000万円くらい今、補助金を出している。

(発言する者あり)

○吉村議員 まあまあ、まあ多分一番大きい補助金やろうと思うんですが。で、今、議長が今、副会長。

(「違う」と言う者あり)

○吉村議員 なっていない。

○吉田議長 あの、以前は……

○吉村議員 理事いうか。いや、いやいや、ちょうどこれを、議長が副会長を、いうことで、ちょうど私のときに、おかしいぞとこれ補助金出して、議決機関の長が副に入るということ自体がこれ間違っているということで、ちょうど尾崎議員のお父さんが会長をされよったときに、されよったときに、おかしいということで3回ほど議長室に来られて、これ本来の筋と違うということで、実はやめたんですよ。そしたら、それ以降に、その、何とか考えてもらえんやろうかということやったんですけども、そしたら私の以降は、その辺は、いわゆる議決機関の長がそっちに入るということ自体はおかしいと。だから、これはやるべきではないので、まあ私は終わるけど、次期こうこうでこうやいうことであれしとったんですけども。それでお聞きしたのは、結局、いうことですよ。意味分かるでしょ。

○中村町長 私については、私の前まで、私もなってすぐまでは理事みたいな立場でいたんですけど、今は外れましたので。やはり補助金を請求されるっていう立場では、私と副町長も実は、評議員会。

○木原副町長 産業厚生常任委員長を・・・、2人とも外れました。

○中村町長 そこは外れて。あと、教育長だけはまだ、特にそういうお金を請求される立場ではないので、入っております。

○吉村議員 はい、分かりました。そしたら、はい。

○吉田議長 よろしいですか。では、退席をお願いします。

(執行部退席)

○吉田議長 議会協議についてはこのまま、休憩を取らずに進めてよろしいですかね。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 引き続き、議会協議に入ってまいります。

本日の重要抽出の協議について、本日の執行部報告のうち二重下線のところ、案件が定例会に関わるものであります。

9月定例会において委員会付託とする案件など、何か意見はございますでしょうか。

特にないですか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 特になしで、この件については終了いたします。

2点目、議員派遣について、事務局の説明をお願いいたします。

○土居事務局長 失礼いたします。議員派遣につきまして私のほうから説明いたします。

お手元に配付しております議員全員協議会次第の裏面のほうを御覧ください。

まず、(1)第63回四国地区町村議会議長会研修会につきましては、日程は10月8日、水曜日、午後1時から午後4時35分までの予定で、場所は松山市のANAクラウンプラザホテル松山となっております。

研修内容は資料のとおりで、資料につきましてはサイドブックスのほうに掲載しておりますので御確認ください。

こちらにつきましては、議員の皆様全員の議員派遣としてよろしいか、御協議をお願いいたし

ます。

○吉田議長 議員派遣について、何か意見ございますでしょうか。ないですか。

(「なし」と言う者あり)

○吉田議長 じゃあこの件については、議員派遣をするということで了承いたします。

続きまして、議会報告・意見交換会について、すみません1点だけ、10月29日、当初予定でした一本松地域については、町長のタウンミーティングとバッティングしましたものですから、前日の28日、火曜日、午後6時30分からに変更しております。

事務局のほうの補足説明、お願いいたします。

○土居事務局長 こちらにつきましては、議長よりただいま御報告がございましたが、町長のタウンミーティング、ほんとにミーティングと日程のほうが重なっておりましたので、10月29日、水曜日から、担当となります総務文教常任委員会の議員の皆様は事前に確認させていただきまして、前日の10月28日、火曜日、午後6時30分に変更させていただきましたので、御報告いたします。

○吉田議長 これについては議会だよりのほうにもこの日程でお知らせをしております。

今回はこの2か所ですから、また随時行いますし、この回に参加していただく住民の方は別に、特に制限はございません。それでよかったですかね。ということです。

じゃあ3番目、令和8年度当初予算に係る議員提案について、事務局の説明を求めます。

○土居事務局長 サイドブックスの議会資料2のほうを御覧ください。

令和8年度愛南町一般会計当初予算につきまして、執行部のほうから、議員の皆様からの予算提案を参考にしたい旨の申出がございましたので、議員の皆様からの御意見の取りまとめをいたしまして、町長に報告したいと考えております。

つきましては、御提案を考えている議員の皆様は、令和7年9月26日、金曜日、正午までに別紙様式により提出をお願いいたします。様式につきましては、事務局のほうにお問い合わせいただいたらと思っております。

なお、内容といたしましては、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なもので、地区要望にならないよう御注意のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○吉田議長 議員提案についてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 その他、事務局のほうから説明を求めます。

○土居事務局長 失礼いたします。9月定例会の諸般の報告の中で行います、議員派遣の報告につきまして、通常の場合、副議長名で報告書を作成しておりますが、今回、9月定例会、副議長が欠席予定となっているため、報告書の報告者名をどのようにするか御協議いただけたらと思います。

○吉田議長 どういたしましょうか。逆にどうすればいいんですかね。議長名。案としては。

○土居事務局長 いや、副議長名で議長に報告しているので、議長名はおかしいです。

○吉田議長 おかしいね。そうやね。

石川議員。

○石川議員 総務文教委員長でいいんじゃない。

○吉田議長 いいですか。それでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 じゃあ総務文教委員長でお願いいたします。

その他、何か皆さんのほうから。

金繁議員。

○金繁議員 この前、松山で受けた研修なんですけど、あの研修報告って各議員が、どんなに短く

でもいいので書くってことになっていたと思うんですけど、今回そのフォーマットとか締切りとか回ってこないの。

○吉田議長 それね、僕も質問したんだけどね、何か理由があるみたいで、ちょっと事務局のほうから説明します。

○尾川主幹 失礼します。泊まり等で、旅費等が発生するときに頂いていたようなので、日帰りで今回は旅費等は発生していないので、こういうときにはもらっていなかったということでお伺いしたんですけども。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 マイクロバスのお金もかかっています。職員も同行して、議員も行っているわけですよ。お金かかっているんです。よそにＪＲ代、航空代とか払ってなくても、というか町民の皆さんが研修を受けてきて、報告しないって何事だっていうことで、ちゃんと報告を書くようにしましょうということになったんですよ。学校の先生でも企業の社員でも、研修を受けてきて、行政の職員もそうですよね、行かせてもらって何も書かない、一言もないっていうのは、町民からあり得ませんということでこの制度が——制度というかほかの議会やっていますからね。なので、それはやりませんか。

○吉田議長 という金繁議員からの意見がございますが、これは一応皆さん了承でやっているんで、経費かからず、かかるかわらず、感想ですからね。

一応、議会だよりのほうにも一応コメントとしては少し載せてはいますが、各個々人の議員、これ皆さん今までやっているんで、そのまま引き続きじゃあ、皆さんを出すのは問題ないですかね。いいですか。

(発言する者あり)

○吉田議長 それは書くことでよろしいですかね。

じゃあちょっと期日については。

○土居事務局長 それでは、期日なりフォーマットについては、後ほどＬｏＧｏチャットのほうでお知らせさせていただきます。

(発言する者あり)

○尾川主幹 あちらのアンケートのほうは、あくまで議長会のほうのアンケートです。

(発言する者あり)

○吉田議長 皆さんの意見もあれに記載していただいて提出をしていただくと。まあそれでもええか。そうしましょうかほんなら。今回は。

(発言する者あり)

○吉田議長 いやいやいやいや、違う違う違う、違う違う、机の上に書いていた。いやいや机の上に出していたでしょ、皆さんの机……

(「もらっていないです」と言う者あり)

○金繁議員 すみません、私、控室にほとんど入らないのでデータでください。アンケートと研修報告っていうのは全く別物ですので、それはまた、町民にちゃんと見える形にせんといけんわけですから、アンケートなんかで代用とかできません、と思います。

○吉田議長 じゃあ今までどおりでよろしいですか。

それとアンケートは一応提出は、議長会のほうに提出をお願いしたいと思います。

じゃあまた日時はＬｏＧｏチャットのほうで報告をするようにしますので、よろしくお願いします。

あとほかにありますか。

(発言する者あり)

○吉田議長 今、すみません、先ほどの件でこども家庭センターのパンフレットが来ていますので、これで少し説明をしたいそうなので補足、よろしいですか。じゃあ回していただいて。

よろしいですかね。

○土居子育て支援課長 すみません、お時間を頂いて申し訳ありません。

先ほどお話しさせていただいた、こども家庭センターの概要を用意しましたのでまた見ていただけたらと思います。

あとそれと、先ほど議員のほうから質問がありました、あいなんくるの内海地域と西海地域の利用を働きかけしているという人数なんですが、今、保健師のほうに確認をしてまいりまして、保護者へ働きかけをしているのはそれぞれ1件ずつということでした。家庭の事情もあつて、なかなか進んではいけないようですが、引き続き声をかけていきたいということでありました。

以上です。

○吉田議長 ありがとうございます。

ほかになればこれで終了します。長時間にわたりまして、お疲れさまでございました。これで終了いたします。

議長